### 宋代 四 川夔州路の民族問題と土地所有問 題 亍

# 二、四川南部少数民族の「漢化」過程

忠等の諸氏によって、◎ 美・牧野修二等の諸氏により、 しすすめられているが、 ギとなるであろうし、 究明に対しては、 について一般的に考察することにしよう。 思われるので、まず中国西南部の少数民族社会の社会状況 盾の性格を把握することが、それに先立って必要であると 数民族が「漢化」の過程に入る以前の社会状況とその内部矛 する梓州路瀘州の少数民族のい 本章では、 その意味を明らかにしたい。 夔州路南 南詔の社会状況の分析が重要な解明の 国内では牧野巽・白鳥芳郎・藤沢義 南詔史の研究は高度の段階にまで 部 現在の筆者にはこれらの諸研究を 施 中国では向達・馬長寿・王 、わゆる一 黔・渝三州及びこれに近接 しかし、 「漢化」 なおこの これらの少 の過程をた 問 題の カ

## 佐 竹 靖 彦

(1) 中国西南少数民族の社会構造についての一般的考察にも、より一般的な次元からの発言に止めたいと思う。十分に摂取する力がないので、この地域の状況にふれる際

同時期の中国西南部の諸少数民族にも共通していたと推測 範囲に亘って材料を集めて分析を行い、 畑耕作社会の特質について、 に結合していた定畑化・水田 されるので、ここではいわゆる「漢化」と多くの場合密接 の過渡期にあったと思われる。 数民族の社会は焼畑耕作、 多くの史料の示すところによれば宋代の四川省南部 或は焼畑から定畑 時間的にも地域的にも相当広 耕作の導入の前段階をなす焼 この事情は一 次節の考察への手 般的に云って 水田 耕 作 0)

、焼畑耕作社会及びその定畑水田化の過程には自ら一定実証的にはこのような方法をとることは甚だ危険である

が

が

かりを求めたい。

年代的に整理するのではなく、 の )運動法則があるはずである。 主として人文地理学の 従って単に史料を地 域的 放果

を吸収しながら問題を論理的に整理することによってこの

問 る作物体系・ けるところがあるであろうが、この点は改めて考えること の 危険をい 立場からはここにでてきた論理的パターンをもととして 1題を再整理しなければならない。 · くらかさけることができるであろう。 従ってここで問題とするのは焼畑耕作にみられ 集落形態、 及び定畑水田化にともなう諸矛盾 本稿はその点で幾分欠 勿論歷史学

畲耕 章にもみた如く南宋の人范成大の『范石湖集』巻一六、 まず少数民族の焼畑耕作の作物体系についてみると、8 の序に変 労 前

の性格に対する論理的整理である。

者、 カ。

居下者恃甘薯為接済

早則宜薯且宜蕎麦・碗豆・諸春粮。

方春視山下墾処、 恃包穀為正糧、

伐木焼畬、

種植雜糧包穀為多。

郷民居高

至遠郷之絶壑危坳、 近城齊膄沃野、

耕以人

郡在万山中、

高低田地、

皆用牛犁。

多水宜

稲

以収聚三百斛為率、 燕 80 伺 苗盛倍収、 有 田 FIE 候 峡中刀耕火種之地也。 種麦豆、 則前一 無雨反是。 作餅以度夏、 夕火之、 則財用三四斛了二稅。 山多饒硝、 藉其灰以糞。 春初斫山、 秋則粟熟矣。 地力薄、 明日雨作、 衆木尽蹶、 食三物以終年、 官輸基微 則 再斫烷、 至当種時、 乗熱土下種 巫山 雖平 民 始 氘

生不識稅稲、

而未當苦飢

とある。 休閑したか或はもう一度粟をうえたかは明らかでな あるが、 ここでは栗・ これは夔州巫山県の焼畑について説明したもので 麦・豆の体系がみ みられる。 豆 のあ

代の施州にあたるが、 志 次に蕎麦を中心とするものに、 巻一○風俗の項の記事がある。 ここでは 清代の 地域としてはこれ 『同治増修施 は 南 宋 府

う。 5 問蜀中旱湫には「四川田土無不種麦。 とある。 る。 を主として麦と考えると、 約三月半収獲、 すでに南宋の人汪応辰の『文定集』巻四奏議・御箚 蕎麦・麦・豆と云った作物の組合わせが行なわれて 但しこれは牛耕の導入によって焼畑が定畑化され 諸春粮とは恐らく麦類を主としてさすものであろ 小麦須至四月初間方熟」とある。さて春粮 この畑地では芋類をまじえなが 今歳気候頗早、 大麦 な 再 6

5 (45)

らもとの作物体系が残っているものと解釈することができ

こうした体系が焼畑に適していたと推測できるか

るし、

ここでは焼畑の体系の一つとして考えておきたい。 今一つ

の作物体系の 例は明代の『徐霞客游記』 の「滇游日記」 巻

七に

種 其地田畝、 又次年乃復種禾。 三年種禾一番、 其地土人、皆為麼裝、 次年即種豆菜之類、 国初漢人戍此者、 第三年則停而不

今皆從其俗矣

みられる。 化している。 とあるものである。 の例として苞(包)穀に附帯的に甘薯等を栽培している例 これに対して、ここで引いた第二例には、 体閑をおき再びこれをくりかえすことになり、 江での記事である。 同項ではまた「凡民食雑糧十之七、 以上の三例は定畑化或は定畑化の直前にある。 この場合には、 時に崇禎十二年二月初八日、 陸稲・豆ののち一年の 最も粗放な焼畑 山糧最忌七 完全に定畑 雲南 の麗 が

若窄郷窮壤、 くずれ、 については清代咸豊年間になった『黔語』の巻下には 表土流出をもたらすことをのべている。 十九以苞穀為糧、 硐戸山民則所食惟荍与稗耳」 この苞穀 至

とあり、

この注

苞穀'

點蜀諸処俗称、以其茎幹花実形色言之、

則李時珍本草所

八月風、

謂之秋風」とあって、秋の台風が山地斜面の土砂

載蜀玉黍也。 亦曰玉高梁。

とある。 族の焼畑を説明して 其種類、 又『光緒叙州府志』 錯落雜居。 多傍山誅茅為屋、 巻二二夷俗にも涼山地域の 随地開墾。 種雜糧苦戒苞

П

穀燕麦、

無稲田

とあって、 この場合の焼畑耕作では、 蜀玉黍 (+薯類) か

ち、 稗 蕎麦・燕麦等が栽培されていたことがわかる。 口 口 族の焼畑については 『徐霞客游記』 の 「滇游」 このう 日

٠

保山附近のロロ族につい

記

巻一

(崇禎一二年七月初四日)

に雲南の怒江上流枯

柯

架欄、 皆曉瘠之地、 遙望数十家? 亦羅々之種。俗皆動苦墾山、 僅種燕麦蕎麦而已 倚西亘横峯而居、 即大寨也。 五鼓輙起、昏黑乃帰。 ……所居皆茅、 所墾 但不

では蜀玉黍はなく、 る。 とあって、ここでは蜀玉黍はなくかわりに燕麦が入ってい この燕麦は恐らく荍麦であろうが、 この栽培は漢族から伝えられたもので 本来の 0 焼畑

は『施南府志』にもみるように牛犁耕の採用と梯田化の技術 焼畑から定畑への変化に際して、 主要な要因となっ たの

あろう。

(46)

46

p

くる村落についてみると、

戸数の判明するものが一

五六例

まず『徐霞客游

記

中

の「黔游日記

こと「湞

(游日記」にでて

0)

焼畑村落であったと思われる。

土司之法、

所以守険而戒敵也。」とあり、

① a が

本

来

ある

これらの村落は数家のものと十数家及び

数十家の

ものに分けて考えることができる。

このうち数家の村落に

、てみると、「滇游日記」巻三(崇禎一一年九月初七日条)

(曲靖

嶺に位置するもの(①a)と、

| 同月初七日条に | 五家当嶺頭」と

「望西南

塢

中 山

に

適得平場堡

匹

とある如く、

た農耕 は谷間 あるが、 耕作へすすんだ少数民族の場合でも事情は同様であったと て考えたい。 からの影響であろうが、 る。 には貴陽西方の安順の状況について「坵垤縦横、 測される。 升降已多、 ここではこの変化と結びつ 安順方面での牛犁耕による梯田 影 間の盆地 この変化の意義についてはのちにふれることとし 態の変化 少数民族の社会に更に大きな影響を与えたの の開発に始る水田耕作の開始である。 猶平行山半也。」 にが少数民族社会の変貌の基礎をなすので 施州等の漢人社会の影響下に定畑 と梯田化の状況を伝えてい いた村落形態の様相につい [化はむしろ南詔 皆犁為田 こうし · 大理

の導入であろう。

「黔游日記」巻二(崇禎一一年四月二十七日条)

上叢嶺、 方を行っていたものであろう。 聚落数十家、 えながら山の中腹或は麓の斜面や小高い岡に位置するも ついては、 に分けて考えることができる。 完全に水田耕作に入ったと思われるもの 有数家之聚、 一二には「峯尖嶺畔、 日条=枯柯附近) <u>@</u> が多い。 為廬坡之居」とあるように、 同月二二日の記事に「南上坡一 田禾四遶」とあるように谷間 在溪北岡上。」 というように下に谷間をひ に「有岐、 これについ 准其墾種、 ては同 南下塢中、 清代湖南の 十数家乃至数十家の村落に 平原 記巻 焼畑と水田耕 処荊棘蔓 一一一(崇禎一二年八月初 為墾壑之道、 里 ① b の盆地に位 『保靖県志』 是為堰口、 の二類 不許 作 0) 北 開 巻 両 Ō か 型

てみ 第一 について統計をとると次のようになる 多いことが 黔游日記」 以上の状況を更にくわしく追求するために彼の れば、 にこの地 数家の場合は三者ともほぼ同様に分布してい わかる。 と 一 方の村落の規模は十家以下の場合が 「 演游日記」 又先にみた①a に記される村落の規模と立 b (表15)。 ②の分類 この 圧 游 につ 倒 表 的 から 記 地 中

| 表15 「黔游日記」「黔游日記」にみえる村落の規模と立地 |    |    |    |     |     |
|------------------------------|----|----|----|-----|-----|
| 規模                           | 山嶺 | 盆地 | 山坡 | 不 明 | 計   |
| 数家                           | 24 | 34 | 34 | 24  | 116 |
| 十数家                          | 0  | 2  | 2  | 0   | 4   |
| 数十家                          | 2  | 4  | 22 | 8   | 36  |
| 計                            | 26 | 40 | 58 | 32  | 156 |

数民族の村落の規模に関して、 その他の例としては、瀘州地方の少 と関連しているものと考えられる。 の事実もまた先にみた生業形態の差 んどの村落が②のタイプである。こ

二太

の広州府志巻三・戸口の項にひく猺峒の戸口数についても

が計算できるもの計四八県中、県あ 州の戸口をみると、県あたりの戸口 平寰宇記』巻八八の同州管下の覊縻 九例が一○戸以下である。ここでは ○戸~二○戸のもの三一例、残りの たり二〇戸をこえるものは八例、

がそのまゝ集落をあらわしていると考えることについては、 焼畑社会の特徴をあらわしている。ここでこれらの「県」 きくなっているが、平均二〇戸をこえるものが少いことが 漢人社会に接しているためもあって集落平均戸口がやや大 『文献通考』巻三三〇・四裔考七所引の范成大の「桂海虞

へ儂智高反、 朝廷討平之。 因其疆域、 参唐制、分析〉 其種落 衡志」佚文に

其酋皆世襲、分隷諸寨〉。 (〈 〉内が現行本にないもの、以下 首領、籍其民為壮丁。〈以藩籬内郡、障防外蛮……制如官軍。 大者為州、小者為県、又小者為洞、凡五十余所。推其雄長者為

のに対して、数十家の場合にはほと

とあるのが参考になる。又『永楽大典』巻一一九○七所引 同じ〉

びのちにみるような政治的理由によって幾分大型の集落が 集落の分化はほとんどなく、水田耕作の導入と定畑化、及 数民族ではおおむね一集落平均一○戸以下であって、大小 以上のようにみると、これらの焼畑耕作を行っている少

構造をもっていたであろうか。 裔考にひく「桂海虞衡志」には 『文献通考』巻三二八・四

このような焼畑段階にある少数民族の社会はどのような

出現しつつあったと思われる。

活……無年甲姓名、 獠依山林而居、 無酋長版籍、 一村中、 推有事力者、 蛮之荒忽無常者也。以射生食動而

とある。 この記事によれば、 この獠族は焼畑耕作の段階に 曰郎火、 余但称火。

いた。 保長里長之類。」とあり、 七月一一日、 も達していなかったが、 又『徐霞客游記』 枯柯・保山附近) に「火頭者、一喧之主也。 郎火と火という二階層に分化して 喧については同月一○日条 の「滇游日記」 卷一一 (崇禎一二年 即中土

とある。 為十五喧 上江之東、尚称為寨(注曰、二八寨、皆土酋官舎)。江以西、 其人皆舜、 喧についての徐氏の解釈には必らずしも従いえな (注曰、 欄居窟処、与粤西彝地相似)。 喧者、取喧聚之義、 謂衆之所集也。 惟此地 是 有

か

更に 志」には であろう。 į, が、 典、各命於其州、 有知州権州監州、 『文献通考』 喧が集落をさし、 恐らくこの火頭は郎火と同性格のものであろう。 每村団、又推一人為長〉謂之主戸、余民皆称 知県知洞。 巻三三〇・四裔考七にひく その長を火頭と云ったことは確か 其次有発遣権発遣之属、 「桂海虞衡 **介謂之官** 

提陀、 猶言百姓也

三に

とここでは先の郎火・火頭にあたるものが主戸とよればれ とあり、 á 『文献通考』 現行本と異っているが、 所引の佚文が正しいであろう。 これは恐らく中国側 各村の長を主戸というと からの呼び名か そうする

ていることになる。

係はみられないし、 級関係が成長することは困難であったと思われ による限り、 或は中国語をとりいれた結果であろう。 この二階層 又焼畑耕作の段階ではこうした形で階 0 間には明確な搾取・被搾取 しかし現存の文献 る。 の関

火と呼ばれる階層分化があり、 ではないだろうか。例えば先にもみた獠族の場合、 るような一定の社会的関係が形成されてのちに可能なこと あったり、 の成果による限り、 にみられる。 は部族間の対立と征服戦による奴隷獲得と貢納関係の成立 かしこうした状況は単なる村落が土地占有の主体となりう れらの社会の中で階級関係の発生するもう一つの契機 個別の村落であったりして一定していない。 現在の人文地理学での焼畑社会に関する研究 焼畑耕作民の土地占有の主体は氏族で 『通典』 巻一八七・辺防典 郎火と

族也。 往々推一酉帥為主、 獠主各有鼓角一双、使其子弟自吹之。 亦不能遠相統摂。 父死則子継、 若中国之貴

とあって世襲の部族長制の萠芽がみられたが !の婚姻関係についてみると、 同部分に 方繚族·

部

俗不弁姓氏、又無名字。所生男女、長幼次第呼之。其丈夫称阿

内

暮、阿改、婦人阿夷。皆其語之次第称謂也。

前 療族の社会では血縁の紐帯が強く働いている。このような らすと思われる。 を生み、 血縁関係の強さは逆に 交差イト とあっ この段階を示している。 て親類呼称に関する限り、 このことが「亦不能遠相統摂」という状態をもた コ婚の段階にようやく入ったばかりであろうこの 同書にはまた 血縁を紐帯とする社会結合のせまさ 実際の婚姻関係においては恐らく ķ わゆる交差イト コ 婚以

復有商旅往来者、亦資以為貨。公卿達於庶人之家、有獠口者多復有商旅往来者、亦資以為貨。公卿達於庶人之家、有獠口者多每歳命随近州鎮出兵討之。獲其生口、以充賤隷、謂之圧獠焉。

る。

奪 制を形成しており、 ば瀘州江安県のロロ族が八母姓五六村というような部族体 境の下では、 が とある。 つのため のちにもみるように焼畑段階の少数民族社会では例え 戦争で獲得した奴隷を漢人社会に売却できるような環 の戦争の主体となっている。 これはここでみたような獠族社会の結合のせまさ 征服戦の恰好の対象となったことを示してい 占有地 の防衛のため或は饑饉の際 又『宋会要』兵・二 の掠

ħ.

の四一

淳熙七年二月七日条に

各於其界、建立封堠、謂之禁山。比年居民墾闢採伐、耗蠧無已知成都府胡元質言、蜀之辺郡文龍威茂嘉叙涪施黔、連接蕃夷、

間の征服戦がしばしば行なわれる理由の一つがここにもみ られる。 であろう。更に焼畑農業生産力の低さ等の 有の主体は氏族に代表される血縁集団 の社会の生産と再生産は極めて不安定であ るが、これはヨ の進攻をふせぐ「辺防」の問題として禁山封堠が扱われてい とある。 ……以茂州永康軍税地、更展三里、 こうした点からい これは宋朝側の史料であるから、 ] ロッパ中世史でいう境界林にあたるもの えば初期の焼畑段階では土地占 別立新堠 であ 13 Ď́,® 原因によってそ ったと思 わ 顷 氏 á 族 わ 部族

ることができるであろう。 表者としての氏族長層が私的な所有にもとづく搾取者層に 自体が発展するに応じて、 族社会自体への農耕奴隷の供給を目的とするようになる。 ための生口の獲得を目的としていたが、 ここに少数民族社会内部での階級分化の第二の契機を求め この 征 服戦 は本来単純な掠奪、 こうした少数民族の共同体の代 貢納関係の樹立、 漢人社会への 更に少数民族社会 更には少数民 奴隷供

祀等の 年六月庚戌条に、 体的結束は極めて強く、 同 として行なわれるのであって、 にすぎない。 体 っ 、公共的消費にむけられる傾向がある。 男子成員全体 何故ならこれらの 江安県 . の 一層に 例えば 0 こかかっ P Þ 戦争 族の討伐に際して その任務は戦士としての 『長編』 ており、 は共同体の 巻二九〇・元豊元 その獲得物は祭 こうした共同 公共的 機能 共

転化する条件が与えられるが、

これはあくまで一つの

契機

찱 如 賊 有軍馬未至以前請降村團、 或勾集不従、 即除老小婦女以外尽殺之。 即令点兵集強壮、 自備器仗随大軍

同じく清代の

形式に 際に とが とい 遣兄阿字 よびよせて行っ 豊三年三月戊申条に、 条に最もくわしいが、 は 、う程その討伐にあたって共同体内の矛盾を利用するこ 困難であ っ **丁及蛮奴** i 、ては わゆる 0 沙自 た「打響」について「乞弟率衆坐大嶺上、 『長編』 「打響」が行なわれた。 又彼らが他の集団 阿義、 宋朝 その内容については同書巻三〇三元 巻八一、 が 与叙打誓。」 П П 族の首長乞弟を江安県に 大中祥符元年秋七月乙未 との とあって、 この「打響」 関係を決定する 儀式は 0)

婚姻

0

紐

帯によって結びつい

ていたであろう。定畑・水

田 互

合が

一つの政治的主体となっ

ており、

これらの氏族は

0)

とあっ に対する忠実さも宋代とかわってい 要約盟誓、 ζ ここでは新しく牛を加えているだけでその盟 則必關牛皮喫血酒 断 鶏頭 ない 献路、 即 始 終不渝。」

以上のような少数民族の社会を内部から規制する

ō

が

無子、 振棫 前記繚族の場合を除いて殆んど発見できない わゆるフ 0 必重献於舅、 『黔語』下巻には「黒苗、 ラトリ ーの制度である。 『永順府志』巻一一にも 謂之外甥銭。 必以姑之女為舅婦、 宋代ではこうした史料 否則終身不能嫁。」とあ が、 清代の呉 若舅

とあっ 口 小。 土司旧例、 口 竟有姑家之女、年長十余歳、 族についても、 て明らかな交差イト 凡姑氏之女、必嫁舅氏之子、 八 母姓五六村とい コ婚を行っている。 必待舅氏之子、 名曰骨種。 うように氏 成立婚配。 先の江 無論年之大 族 の連 安県

も変化 基礎的条件となる 梓州路瀘州の場合 から かあら らわれ、 この が これ シ矛盾が につい 宋朝 ては次節で考察したい。 0 植 民 地 的 支配

作の発展とともにこうした血縁関係や共同体のもつ意味に

共同体員の立会い

の下で行なわれる。

一光

叙州府志』

巻二二風俗に涼

Ш

. の

П

17

について一遇大事、或 清代に至っても

(2)

0)

拡張

大典』 点について江安県の場合に問題をしぼって考察したい。 集落名であろうと推定されるものが極めて多いから、 三県が所属しているが、このうち江安県下の集落名に「羅 まず必要となる。 瀘州の少数民族の問題をとりあつかうためには、 「浪」 曹叔遠の手になる「江陽譜」 巻二二一七の 呼 この瀘州管下には、 「梅」等ではじまる恐らく少数民族の 「瀘州府志」郷都の項にひく南 にみえる地名の比定が 瀘川・江安・合江の 宋 この 『永楽

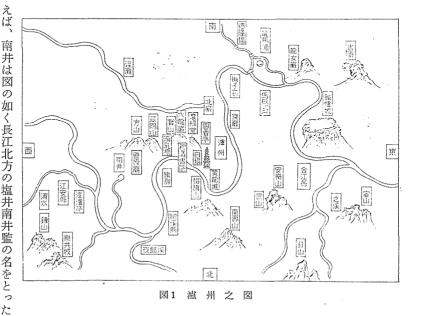
に記されているがこれは北のあやまりである。 と対照すると、河川の枝分かれと県治の関係からして県治 と対照すると、河川の枝分かれと県治の関係からして県治 と対照すると、河川の枝分かれと県治の関係からして県治 と対照すると、河川の枝分かれと県治の関係からして県治 と記されているがこれは北のあやまりである。

南 都。 郷里名、 (大峒) の八耆名があげられている。 「江陽譜」によると江安県では「今惟士人応挙、 今仍以者書。」 羅隆・ 至於官府稅籍、 城外・旧江安・羅東 とあり、つづいて、 則各分隸耆下。 少数民族との関係からい (即羅融?) 羅 故結甲日、 刀・ 南 Ш 井 以耆冠 巻首書 南 江北 年

ものであり、江北も恐らく長江以北であろうし、城外

旧

江



52 (52)

席

"帽溪、

皆為堡、

西通消

共・寧遠・安溪、

以達江門。

東於大

南耆第三〇都は現在の長寧河

の上流にあっ

たと考えられ

53

是月癸丑朔、

次江門、

……乃以楽共為城、

江門為寨、

梅令山

たい。 あっ ちにみるようにその主要な居住民は烏蛮 羅隆 均一七戸で最も低度の発展段階にあっ 察の対象となる。 たと考えられるので、 羅 東 羅刀の羅で始る三耆、 このうち生南耆の平均戸口数をだすと平 ここでは生南耆にしぼって考え 及び生南耆が当 たと思われるし、 (通説でロロ族) 面 の考 で 0

安でも名称からしてすでに漢化した地域であろうと思わ

'n

首図でも江安橋の南方にみえているのが手がかりとなる。 『元豊九域志』 生南耆ではその第三○都に楽共城の名が の瀘州の項では、 恐らく巻首図 かあり、 の清水の上 これ が 卷

置にあっ

たと思われる。

次に
清水監は
現在の長寧県
にあ

流にあると思われる淯井監と楽共城の名があり、

**清井監** 

ついては

熙寧八年、

夷人献納長寧等十州土地、

隷清井」

日丙 寧両河 r J 州 る。 !辰条に鳥蛮乞弟の討伐を記した部分には 元 百六十里、 四南 この上流にあたる。 ح  $\bar{o}$ 一百六十三里」とあり、 里 一程にふさわ 領江門一 寨、 しい地域をさがすと現在の長寧永 『長編』三二三・元豊五年五月二 鎮溪・ 楽共城については 梅嶺二堡」と記されて 州西

> の生南耆の第二九都に「大州堡」 とある。 州壩置堡、 これらの地名に対応するものとしては 以通納溪。 包括上下底蓬褒等村、 「江門寨」が 悉居腹内。 「江陽 第三〇都 譜

通志』 流に江門鎮の名があるので、 名を見出すことができる。 永寧河の中流に大州(駅)の名があり、 「楽共城」「 の巻首図及び現代地図に納溪附近で長江に合流 「梅嶺堡」 「鎮溪堡」、 このうち「大州堡」は 生南耆第二九都はほぼこの 第三二都に 現代地図ではその上 『雍正 「低隆」 する 几 位 川 0

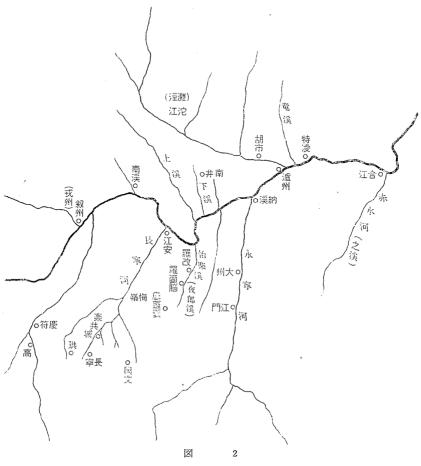
志』でその下に属していたとされる梅嶺 と楽共城はその附近の東北に当るであろう。 ると 般に考えられており恐らく正しいであろう。 (梅令) 又『元豊九域 堡につ とする

ては、 洪県の三県に発する支流の合流点に梅嶺の名があり、 江に合流する安寧河 雍正四川通志』 (現在の長寧河) の叙州府属図に江安県の上流で長 の上流、 興文・長寧 櫨

州府志」でも淯水の東に楽共城の名があることからすると、 支流の上流附近の の楽共城は現在 山地にあったと推定できる。 一の興文県と長寧県の r 間 こうして生 梅嶺からの

当時

(53)



せれば次の如くである (図2)。こ現代地図上に宋代の地名を再現さ 低蓬(底蓬褒(強》)はその上流に ら生南耆第三一都の羅改(池)は 年春正月条の前の部分には「発江 又前引『長編』巻三一一・元豊四 高一○○○m以下の地帯であった 河・長寧河の両河にはさまれた標 比定される。以上の結果によって が、もしこの夷牢路を『嘉慶四川 ことを知りうる。実際は瀘州州治 うして生南耆の領域は現在の永寧 その中流に、三二都の羅箇那(脳)・ った道と考えることが許されるな 通志』の瀘州府属図の怡楽溪にそ 次羅改池。 丙寅(八日)次羅箇脳村、 ……(一〇日) 次底蓬褒。」 とある 取夷牢路入界……是日(五日)

の所在地ですでに標高三〇〇mで

○○mをこえる雲貴高原をひかえている。 あるから全くの低山地帯であっ たがその南部には標高二○

てこれらの 集落当りの平均戸口をとると二○戸弱となって生南耆の 瀘 祥符六年秋七月乙未条には「生南八姓諸団烏蛮」の り平均戸口とほぼ一致している。 字は前節でみた『太平寰宇記』でのこの地域の一集落あた 合と一致するからこの生南耆とは「熟夷化」した鳥蛮 八二二戸で平均戸口は 一余村、 族 い たように同書巻二九四・元豊元年一一月丁亥条には 州才三十里、 さて先にもみた如く「江陽譜」では生南耆は計四 、たことを推測 の居 実体をさすことは確実であるが、 同書巻二九〇・元豊元年六月甲戌条には 羅胡苟姓作過夷賊、 夷賊千戸。」 住地に対して与えられた名前であろう。 部落がフラトリ 而羅茍村夷賊、 然させ る とある。 一集落あたり一七戸である。 1 を紐帯とした氏族連合を結ん 系八母姓、 共に八姓とあるこの両者が 在寨之西不及五里、 又『長編』巻八一・大中 更に後者の場合の一 共五六村」とあっ 「納溪寨」去 先にもふ 八姓五 語 この数 八集落 が II 「韓 場 あ ㅁ

か

東洋史論叢』

では、

大理では龍或は籠が城の意であるとと

い る® ビルマ で始っている。 七の集落が 系言語に属するロロ族であるなら、 又ここで問題とした四番でも生南者以外は皆 羅 もしこの地方の住民が主としてチベッ 又はその異訳と思われる「落」 羅」ある で始って 羅 ŀ V) は

「落」はその下にくる語の被修飾語となるはずである。

ここでは 縛松明寨。 一二年七月一一日、 れについては 「大理国の城につい 「羅」 羅鼓、 『徐霞客游記』 雲南枯柯·保山附近) は明らかに寨の意である。 乃其造鼓寨也。」 ての一考察」 の に 「滇游日記」 (『重松先生古稀記念九州大学 とあるのが想起される。 「今東岸之羅明、 因みに牧野修二 卷一一(崇禎 乃其

あり、 でも龍は村の意になっ の間では龍が 「江陽譜」 れており、 がの間 その注に の )関係も現在の筆者には理解できない 瀘川県衣錦郷白芳里第 ムラの意になっているということである。 西田龍雄氏の御教示によれば、 「宣和三年、 てい る。 改為摩角村」とあって、 三者の間 都に龍 0) 言 摩角 語 系統 雲貴の苗 がとりあえ 0) 地 名が 又 龍

さてこの地域の漢人 口 口 人以外の住民としては、 一長

さて生南耆の集落名についてみると、

計四四

八の集落中

と羅

4

が記しておきたい。

(55)

編 巻二四七・熙寧六年九月癸亥条に

三里奢 前十二村、蕃衆嘗為寇。昨以一馬七牛吉刀等、結蚪始該、 始該為巡遏使。 故長寧州土刺史母蓋子母辣為長寧州上刺史。隴厲村首領母 領山 攻討

編 そのまま村落名になっていることである。この斗()とい 月丙戌条にひく趙遹の行状に「瀘之熟夷晏州六県水路十二 なしていたと考えることはできないであろうか。これらの う首長名(時にそのまま集落名) の進攻を記している中で「焚其村國。 くつかあげることができるが、 て同一のものかと考えられる。 村」の名があり、 いてみると、 とあって首長の名が函で始る部族がいる。まず十二村につ 巻三一一・元豊四年春正月辛卯条に宋朝のこの地域へ 復群聚謀抄略。」とあって、 独斗箇嫋得脱……是日次梅嶺山。 『続資治通鑑長編拾補』 「未嘗為寇」と「熟夷」とが対応してい で始るものが一つの部族を 最も注目に値するのは『長 到で始る首長名は他にもい 斗()かの始る首長名が 先降附者三十余人、 巻三四、 晏州夷及斗箇姻 政和五年正

元豊八年一二月乙丑条の注に

巻三五〇

居住地域が広がっていたと思われる。 中で最も漢化したものであって、その背後にはこの種族の あった。 塩井〉殺駐泊借職平言、大掠孳畜」とある酙望は「生夷」で 名でよばれる少数民族でも『長編』巻八一・大中祥符六年 の長寧河の上流の河岸或は盆地に居住していたと思われる。 秋七月乙未条に「先是晏州多剛県夷人卧望、 かれらは「熟夷」であると記されているが、 二村とよばれていることからすると、かれらは恐らく現在 先の十二村はこの首長名が斗 (短) 『長編』 で始る部族 行牌率衆 同じ晏州夷の へ奪 0

州五國の名がでてくる。この十州は恐らく、 が、先にひいた『元豊九域志』では「熙寧八年、 長寧等十州地」とあり、 あたるロロ族であろう。 とある。 長寧州管下山前後九州等、団為十五指揮、乞以懐化軍為名。 乞以帰化軍為名。都党十九族、 各願団結編排、都共一千六百六十人。並随夷情、 元豊七年十二月二十四日勅、安撫司奏、 この羅始党生界八姓とは先にみた生南八姓鳥蛮に その他の史料にも常に十州或は十 又「長寧管下山前後九州」とある 団為八指揮、 勾到羅始党生界八姓等 乞以順化軍為名。 『宋会要』 団結為八指揮 夷人献納 蛮

部族は満井監から十里の地点におり、山前十二村・水路十

るも

のがあるということである。

先の

『通典』

の場合、

倒

あ

ã

は

都

が

一字で敬称としての働きをもつか

どうかは明らかではないが、

少くともこの

『通典』

の場合

夷五の二一・慶暦二年一一月条に

場所する。

懸於庭中、置酒以招同類。又多構醬怨、欲相攻撃、則鳴此鼓、ができる。『通典』巻一八四には広州の少数民族についてと考えると、都党 = 厨党 = 晏州夷という比定を考えることとある十州であろう。もしこの晏州がぬけて九州となったとある十州であろう。もしこの晏州がぬけて九州となった

到者如雲。有鼓者号為都老、群情推服。

いたことがわかる。

勿論

ㅁ ㅁ

族の背後にも『長編』

巻

匹

四

熙寧六年夏四

前に 1 l, 大長老と自称したので、彼らの間で尊称として「倒老」と とあってこのあとひきつづいて、これは漢代に尉佗が蛮夷 烹 7 、うコト かぶせられ、 、の言語では部落長の敬称として「dao」 バができ、 方これまた西田龍雄氏の御教示によれば、 又これらの長の名がそのまま村落名とな これが「都老」にかわったのだと説明 の音がその名 タ

> 9 には北宋中期までに「熟夷」化したロロ族と「卧」 この種族をかりに「卧」族と呼べば、 であるとすれば先の比定は十分に成立する可能性が 言語 化の可能性はあることになる。 に (dou・ト)とは完全な音通であるから、 それぞれの背後にはまだ漢化されなかっ あるいはタイ系の語彙をとりいれた言語をもつ種族 (dao・トウ) →「都」 都上 (dou・ト) 生南耆及びその附近 (dou・ト) 晏州夷が という音韻 た 野 ح タイ系の 、ある。 族がお 卧 族が の転

あり、 如く、 会の影響をうけた農業生産の変化によって部族 0) 乞弟を首長とするロロ 首長とするすロロ族と、 流に居住し、得蓋→?→僕夜の系譜をもつロ 月乙未条、 族 少数民族の その下に形式上着井監に属し、 西南蕃羅氏鬼主の名をもち、 及び同書巻二五三・熙寧七年五月乙亥条にみる 「熟夷」 化は、 族がいい 形式上納溪寨に属し、 貢納を要求していた。 この民族的矛盾の た 彼らは常に、 知姚州として金沙江上 晏子→沙取・禄路を p 生南耆の 恕望箇恕→ 種族の長 村落内に この地方 漢 八の社

盾を利用して分断・懐柔及び強圧策をとったことが成功し権力機構をつくりあげることができず、宋朝がその内部矛新しい矛盾が生じたことに対して、これらの部族が独自の

たことによるものと思われる。

で徴収されていたことによってもうらづけられる。 であろう。 は丁度この陸稲栽培による焼畑の定畑化が進行していたの 要であったと思われる。このことは同志の田糧の項で、 山溝之間、 の割合をしることができるが、 楽年間の全田地 自体の流入による水田・定畑耕作の発展が著しかったと考 接していたこの地方では、漢人の農業技術の伝播及び漢人 えられる。既引「瀘州府志」の田糧の項をみると、 方同志土産の項には「五穀宜稲不宜黍稷。其田磽薄、 ! は成都府路の辺郡黎州の状態を伝えて |がわずかな割合しかしめていないのに田税は圧倒的に米 まず農業生産の面の変化については宋朝の版図に直接に 不堪堤堰」と記す如く定畑による陸稲栽培が主 『宋会要』 納溪県二○%、合江県二四%となっている。 (官民田地塘と記している) に対する水田地 蛮夷五の五三・淳熙七年八月八日条 府下でその割合は四四%、 宋代で 明の永 水 皆

及其秋成、十帰其一、謂之蕃租。土丁之耕蕃地者、十有七八。 ……又況黎州過大渡河外、弥望皆是蕃田、毎漢人過河耕種其地、沿辺土丁、迺是辺地根本。其出入山坂、耐習琼霧、与夷俗同。

を記して「獲生口百余、得豬牛及銅鼓標排器甲千余。」と元豊元年十一月乙亥条には宋朝のこの地方に対する征服戦瀘州の場合にも想定することができる。『長編』巻二九四・とある。黎州は瀘州以上の辺境地帯であって同様の事態は

あり、

同月丁亥条には

帰業、依旧住坐訖。詔、請降夷人、旧来納税賦者、聴量納。其 が真乞命投降、及献逐村地土、歳認租税。尚有斗忙箇斗等五村 が真乞命投降、及献逐村地土、歳認租税。尚有斗忙箇斗等五村 が頭領亞壮老小人口、山坡水疃地土、逐年認納租税、仍各打誓 大降。 拠招安将楊方簡等称、各携家人遠遯。……今且以降夷村 大路。 拠招安将楊方簡等称、各携家人遠遯。前有斗忙箇斗等五村 の各打誓

ないだろうか。これまた利州路の辺郡文州の場合による傍のこの地方ではすでに宋代からかなりすすんでいたのでは焼畑の定畑化についてもせいぜい平地との標高差五○○mとあって、水牛の使用による水田耕作がかなり進んでいた。

已納者、

止依旧額

有財産になり、

従来の共同体を基礎にする焼畑地の所有と

という名がみえ 証 ではあるが、 『永楽大典』巻三五七九の邨名の項に耕天村

文州詩、 元一統志、 行々未省見平川、 曲水県有耕天村。 雲下誰知別有田、 其田之良者、 謂雲下田。 山聚邑居能習険 興地紀勝

い

とあって梯田化の状況をうたっている。 さてこのように 血縁を紐帯とする共同体的関係の優

越す

/ 愁粒食自耕天

作があらわれると、 に関する人文地理学的研究によると焼畑耕作社会に水田 な影響を与えるであろうか。 る中で成長してくる定畑・ この水田 水田耕作はその社会にどのよう 現在にみられる焼畑農耕 の所有権 は 般に開 発者 0) 社 私 耕 会

Į,

.るにちがいない

智高の種族につい 通考』 は異なっ 卷三三匹 た所有関係が成長してくるとされている。 元 7 [裔考所引 「桂海虞衡志」 には西原蛮農 『文献

既各服属其民、又以攻剽山獠、及博買嫁娶。所得生口、 民 給田使耕、 知州別得養印田、 八田計 口給民、 教以武伎、 不許典売、 猶圭田也。 世々隷属、 惟自開荒者由己、 権州以下、 調之家奴、 無印記者、 亦曰家丁。 謂之祖業口分田。 得蔭免田。 男女相配 強壮可

> は焼畑の造成も「自開荒」といえる。 焼畑の造成には家族労働のしめる比重が高く、 ් ද 所有の成立しない焼畑耕作民の焼畑地所有の状況ににて とある。 にことわっているの われる所有のあり 教勒者、 布巾跣足、 方「自開荒者由己」とあるが、 中 調之田子甲 ・国人の眼からみて「計口受田、 総謂之洞丁。 な水田 か (現行本作田子・田丁)、亦曰馬前牌、 たは共同 旧一州多不過五六百人、今有以千計者。 • 定畑の開発について云われて 体的占有から独立した私 焼畑耕 ここで特にこのよう 不許典売。」 作の場合にも この意味で 皆青 ٤ 的

部落長 基礎的条件が与えられる。 の買却 それにともなう私有財産制の成長とともに従来漢人社会 「主戸」と提陀の階層分化があり、 れらの有力者と一般部落民の間 この西原蛮の場合には先にもみた如く、 レレベ の対象となっ ルの有力者が 7 i た掠奪奴隷は農耕に従事させられ、 ÿ たが、 瀘州江安県の場合にも経済的 にも階級関係が成立する 水 田 権州以下に任命され 定畑耕 すでに部落内に 作の展開 3

彼らが少数民族集団と漢人社会とが接触する地域にいて数 礎過程としてはほぼ同様の状況を想定できるであろうが

いては両者の社会の相互関係について考えることが必要で度の宋朝の征服戦によって容易に「熟夷」化したことにつ

ある。

一般的に云ってある程度の階層分化をうちにはらみながあろう。一つはこの少数民族の占有地に流入してくる個々あろう。一つはこの少数民族の占有地に流入してくる個々の漢人或は被略奪漢人と少数民族社会との関係である。第一の場合については、二つの面から考える必要が関係である。第一の場合についてみると、例えば先にもみたように土丁が「蕃租」をだしてその土地を耕作したり、市まられるが、こうした個々の漢人農民にとって少数民族社会との関係である。第一の場合についてみると、例えば先にもみたように土丁が「蕃租」をだしてその土地を耕作したり、市場である。第一の場合についてみると、例えば先にもみたように土丁が「蕃租」をだしてその土地を耕作したり、市場であるが、こうした個々の漢人農民にとって少数民族とあるいは流民化して少数民族の支配下におかれる場合が考めるいは流民化して少数民族の支配を持てある。

は荊湖南路の例であるが、『宋会要』蛮夷五の二九、淳熙西とともに社会の最下層を形成していたとされる。又これ史研究』一九六三の二)でも、漢人の血統をひく漢根阿加は呷

八年五月八日条には

臣僚言、

溪峒之民、往々於峒外、買致省地之田、以為己業、

役

省地之民為耕夫、

而歳以租賦輸之於官

作取者層への転化は漢人流民との関係にしぼっても相当困体の圧力によるものであるから、こうした少数民有力者のなった自己の権力を、その私的な所有を支えるものにくみかった自己の権力を、その私的な所有を支えるものにくみかる。たの漢人の隷属化は、個々の少数民有力者の私的な権力によってもたらされたのではなく、全体としての少数民共同体の基礎の上に立とあり、少数民族の有力者は、本来共同体の基礎の上に立とあり、少数民族の有力者は、本来共同体の基礎の上に立とあり、少数民族の有力者は、本来共同体の基礎の上に立とあり、少数民族の有力者は、本来共同体の基礎の上に立とあり、少数民族の有力者は、本来共同体の基礎の上に立とあり、少数民族の有力者は、本来共同体の基礎の上に立とあり、少数民族の有力者は、本来共同体の基礎の上に立とあり、

じ『叙州府志』の夷俗の項に一方少数民族社会と漢人社会全体との関係については同

難であったろう。

『叙州府志』巻二二夷俗の項には涼山のロロ族について

以黑骨頭為貴、衆皆推称之、……其漢民竄入与夷婦配合

洗滌至再、捧持以進、俟其人自為烹調。恐漠人悪其不潔也。有至其地者。遇漢人至、則殺鶏為黍、不敢自治。凡刀砧器具、其与漢人交也、接待恭順、迴逾尋常。康熙年間、初行内附、罕

とあり、

「解放前涼山彝族社会性質研究評述」

(電歴

生者、俗、

胡慶鈞一為白骨頭、

別為小蛮通事、

聴黒骨頭使令、

夷人無之貴也。

考七の とある。 「桂海衡志」にも 又しばしば引用した『文献通考』巻三三〇

加

高裔

邕管如朝廷、 知州県、 此州県雖曰羈縻、 大抵見知案如里正之於長官、 多服白布袍、 望経略帥府、 然皆耕作省地、 類里正戸長。 則如神明 歳輸税米於官。 奉提举如卒伍之於主将、 参察官皆横挺自称某州防渴 ……洞鳕雖是 視

等の経済的条件、 をはたすからであろうと考えられる。 漢人社会の支配体制が、 域全体の少数民族に対して統一的政策をとることのできる 体制の枠内にあるかれらにとって、 いうなら清井監を中心とする塩、 とある。 これは低度の農業生産の段階にあってせまい共同 高度の農耕技術を伝える漢人流民の存在 ķ わば上位の統一体としての役割 鉄銭経済による鉄の 高度の経済をもち、 又瀘州の例に限って 流 坳

ためであろう。

量的にも質的にも自らの強固な統

接に漢人社会に接しており、

しかもこの地域の少数民族

一体制をもちえなかっ

た

巻

四

Ŧī.

によってそれらはうらづけられていたであろう。 こうした状況の下で少数民族社会の有力者が階級的支配 熙寧六年五月辛未条に 辺地、 開辺隙、 漢戸不得典買田土、 詔自今漢戸典買夷人田土者聴之。 漢人地主の土地買入れ 若捐数万緡官銭、 故立法禁止、 此条貫合廃。 苟能変夷為漢、 市得令漢戸住佃、 については、 安石曰、 先是王安石論瀘州夷事、 則此非所恤也。 『長編』 必縁與買相混争、 即濟井更無夷事矣。

が 者に転化するためには、 るためにはこの階級分化を助長して、 宋朝の権威をもって自らの支配の正統性をうらづけること ~必要とされ、 一方宋朝側では、 宋朝とのつながりを保つこと及び この地域を「省地」 旧来の共同体制を破 化す 上以為然

壊し、そのうえでこれらの支配者層を少数民族社会から切 史料的に最もこの地域に目立つのは、 族の長を土刺史にあてる等、 豪累世承襲、 り離して自己の支配を貫徹するという方向が必須であった。 れ及び武力による直接の強圧である。 瀘州の場合にも『長編』巻一 余靖言、 ·······戎瀘州管下二郡、 為其刺史」とあり、又先にもみたように「卧 この方向が貫かれていたが 四九 旧管覊縻四十余州、皆以土 慶暦四年五月乙酉条に これはこの地方が 漢人地主の土地買入

とあって、 ある程度の強圧策が功を収めた北宋中期

(61) 61

又清井

因言

致

ている。前引『長編』巻二九四・元豊元年一一月丁亥条にの地域を全面的に「漢化」する方向がとられたことを示し

今且以降夷村分頭領、彊壮老小人口、山坡水暗田土、逐年認納

は

租

税

仍各令打醬帰業、

依旧住坐訖

開墾予定地に対する占有権をも奪って、「人を募って墾耕」 る部分のみならず、 きる少数民族社会の特性を利用して保甲法を結び、 て一旦その権力を把握すれば簡単に個別戸口支配の貫徹で 晏州夷進討の結果として「凡得夷所献地二百四十里、 とあつて、 を伝えてい ししめ 従来単に現在耕地化していてかれらの土地となって 其属夷悉聯為保甲。」とあり、 こうして少数民族社会の発展方向は完全に漢人 るが、 少数民族の所有地及び各戸に租税を課したこと 同書巻 従来共同体によって占拠せられてい 一四九・熙寧七年正月甲子条には 本来共同体的であっ その結 已募

攻撃が加えられたが、『長編』巻五七・景徳元年八月癸亥的に史料を提示したように、この地方には何度か大規模な的に武力による強圧についてみると、すでに幾度か断片

社会の統制下におかれたのである。

路にあってはこの武力の主体は正規軍ではなかった。巻一五六(部国兵)に「官軍但拠嶮応之」とあるように聾州条に「川峡戍兵等、素不閱習」とあり、『文献通考』兵考

年廃白艻寨」とあり、 は瀘川県の誤りであろうと思われる。 校の指令の下に動いてい あるが、 白艻寨の項には 十州の中の高州の少数民の攻討に参加し、 ゆる白艻子弟である。 瀘州江安県の場合、 『宋史』巻一八九・ 「在龍川県、 こうした点からみると、 この進攻の主体となったのは、 かれらはのちにみるように、 た。 皇祐三年置、元豊二年廃。」と 地理志の瀘州の項に 『宋会要』方域一八の一八、 更に「江陽譜」 また富順監の将 この龍 一元豊二 前記 瀘川 川県 Ç, の わ

とある。白艻子弟とはこれらの豪族にひきいられた私的武道、及先罕先詔二氏 父子皆登科、且聯世婚姻。

県の項には玄錦郷白艻里の名があり、

その注

在県東北、

有溪通大江、

地生艻枝最富。

国初里人尹

成尹敏道純

その第五都に特場亭の名があり、これは現在瀘州の東北にには第五都から第一四都までの一○都が所属しているが、郷の地域について若干の考証を行っておきたい。先ず同郷力を構成するものであったと思われる。ここでついでに同

北夢瑣言』

巻四に

秋七月乙未条・一二月壬午条、

『会要』蛮夷五の一八同年条)

皇祐二・

三年(『長編』巻七〇、

同年条、

『宋会要』蛮夷五の二二同年条)

と瀘州

する沱江の下流に面して胡市場の地名があり、 している。 過往」とある。 に第七都には胡市の名があり、 譜」にいう「有溪通大江」の溪とはこの龍溪であろう。 長江にそそぐ一支流が流れているが、これは『嘉慶四 の巻首図にみえる龍溪にあたると考えられる。 すなわち白芳里 現在内江県を通って瀘州附近で長江に合流 (正確には衣錦郷) その注に「靠内江、 とは龍溪と沱 これと一致 通船車 「江陽 Ш 更 通

であった。そしてこの地域は「江陽譜」に「最富」とある このような地域におり、 江下流にはさまれたあたりの平野部に位置する里名 とにこの 規模な私的 ように瀘州で最も自然的条件にめぐまれた地帯であった。 ・地域の地主佃戸関係の特色をみることができる。 (武力をもちえたこと又もたざるをえなかったこ 科挙の合格者を輩出しながら、大 (郷名)

男の氏の 同 憑高立案, 唐柳玭大夫之任瀘州、诉舟経馬驍鎮。 様の状況を伝えてい 刑訟生殺、 得以自專。 る。 あるいはこの趙師 本道署以軍職 土豪趙師儒、 儒 率郷兵数千、 は栗原益

が

か 0

て詳細に分析された

『金石続編』

卷一二所収

にあたるかもし 章君靖建永昌寨記」 ない。 にみられる元随都押衙 趙 師 恪 の同 族

さて白艻寨の歴史は前引

『宋会要』

方域の記事では皇祐

ある特埃垻にあたるであろう。

この特場頃の西側まぢか

な

更に以前から存在した。 三年に始り、 南蛮復内寇。 招諭高州刺史田彦伊子田承宝入朝、 元豊二年に終っているが白艻子弟そのも 寇率衆擒其首領戮之。 『宋史』 列伝巻六〇寇瑊伝 以白艻子弟数百人、 得印紙為高州官族。 築棚守 未幾溪 の

ている。 とあって、 平六年夏四月壬戌条にこのことを記して『宋史』 いているが、 とあるのがその初見史料である。 其険要 その後白艻子弟は大中祥符六年 白艻子弟の一部によって施州に尖木寨がおかれ そこでは 「乃置尖木寨於施州界、 『長編』 (『長編』巻八一、 では巻五 以控扼之。」 の伝をひ 应 咸

壞 南部地方の少数民族に対する大規模な戦闘 にわたる宋朝の征服戦の結果、 主力となっていたが、 土地買売の導入等この地域の「漢化」 熙寧六年から元豊元年にかけて数度 先にみた如く共同体制 が決定的な段階 のある度にその の崩

に入り、ついに翌年元豊二年に白艻寨がその役割をおえて 図拡大はその附帯的な結果であったと考えられる。 の利益の獲得を目的として行なわれたのであり、宋朝の版 が利益の獲得を目的として行なわれたのであり、宋朝の版 ののである。いわば瀘州地域の少数民族の ののである。いわば瀘州地域の少数民族の

# (3 薬州路、施州・黔州及び渝州の場合

なる。両条を斟酌してその内容を記すと二五日条にひく両州の客戸の逃移を禁じた皇祐勅が問題と六九・逃移の淳熙一一年六月二七日条及び同開禧元年六月六日・黔州の二州の状態を考えるには『宋会要』食貨券

この一帯に寨棚が設けられてある時は交易場、またある時ということになる。この条例はのち淳熙年間に夔州路の他ということになる。この条例はのち淳熙年間に夔州路の他であるが、この法令の解釈について梅原氏は「試探」の中であるが、この法令の解釈について梅原氏は「試探」の中であるが、この法令の解釈について梅原氏は「試探」の中であるが、この法令の解釈について梅原氏は「試探」の中であるが、この法令の解釈について梅原氏は「試探」の中であるが、この法令の解釈について梅原氏は「試探」の中である時に変別なりになる。

ことにつとめたい

は辺防の役割を果した。ここにいわゆる官荘とはそうした

るに地理的条件、 今は問わないとしても、 防」の課題が夔州一路に拡大されたことになるが、 進行のうちからあらわれたものとしては扱えない。」と。 路全体に普遍化されたとしても、 梅原氏の文脈を忠実にたどるなら淳熙 しなければならない。 規定も何よりも辺防という立場から出されている点に注意 一であったかと考えられている。 寨棚の食糧供給源 あるいは「辺防」 陝西の弓箭手営田にも比定すべきもの たとえそれが淳熙・開禧年間に夔州 氏の地主・佃戸関係の矛盾にかえ それは地主・佃戸関係の 従ってこの客戸逃移防止 の問題をもってする、 開 禧 年間に それ 一辺 は

ことにより、その地主・佃戸関係との連関を明らかにする本節では梅原氏が指摘される諸論点を更に一層追求する

か

:かる論点は成立するであろうか。

直前に起った施州の豪族譚氏と羈縻州である思州の有力者ために南宋中期のここに掲げた淳熙一一年勅の施行されるが、ここではとにかくこの「辺防」の内容を明らかにするの武力衝突は前節にみた瀘州の場合に比してはるかに少い実際に史料にあたれば、宋朝側と施・黔州の少数民族と実際に史料にあたれば、宋朝側と施・黔州の少数民族と

 $\mathbb{H}$ |氏との武力衝突の経過と意味について考えたい。

。宋会要』職官七二の三五、 淳熙九年八月五日条をみる

ح

謀攻奪 勘処断。 知夔州休栗、 人田祖周、 一城。 汝翼詣行在進状、 各相挾怨、 已而当陣躍馬潛走、 落職放罷。 遂致嘯聚。 先是、 訴栗曾受祖周金。 夔路豪民承信郎譚汝翼、 只捕獲家属徒件、 帥司各捕作過人、 省劄備坐其事、 送夔州獄根 而汝翼聚兵 与思州 下

夔州索案看定

とある。 まず田 祖周 『からみると『宋会要』蛮夷五の一〇一、

淳熙一一年一二月六日条には

将買到點江県田土、 詔 以夔州路転運司言 承節郎思州石南知堡田祖周、 帰納入官、 田汝弼男田祖周母子兄弟、 更不請領価銭。 転 官。 進士馮思免文解 委見悔過自新 能聴馮思説、 一次。 尽

恭順可嘉

獲甲鎧器仗三万一千。

栗取其巨悪者九人、誅之。

祖周由是懼、

施民譚汝翼者……与官軍戦、

潰

汝翼遁去。

俘其徒四十有三人

武官小使臣の最下位にランクされ、 巻一八 をもち思州石南堡の知堡であったことをしりうる。 と記してい 、九職官志の表によると、 . る。 この記事によって田祖周が承節郎の肩書き 譚汝翼の肩書きの承信郎は そのすぐ上位がこの 『宋史』 承

節郎となってい

る。

この史料にみえる田祖周の父田汝弼に

七、

力をもっていたのである。

ついては『宋会要』蛮夷五の九八・淳熙元年一〇月一三日

条に

詔

知思州田汝弼、

依田汝端例、

特与転一

官。

.....照得、

思州

と記され、 夔州安撫司言、 係溪峒承襲州軍。 又同書同巻、 思州元係田祐恭兄弟地土。 其兄田汝端、 紹興五年七月四日条にも 知思州両任、 政和中賜名思州、 酬賞特転両官。

々思州の知州の名を与えられてきたことをしりうる。 とあって田氏は元来思州の少数民族の最有力者であり、 和中改為務川城。 紹與二年、 地を宋朝に 依旧改為思州 献 じたことについては 田

代 祖

宣

『宋史』 列伝巻一五三林栗伝に 周

が黔

州

い黔江の

Ħ

祖周 上の広さであった。 とあり、 与其母冉氏謀、 は黔州の黔江県内に限ってのみ云ってもこれだけの勢 田地の 価銭九十万緡といえば少くとも一〇万畝以 献黔江田業、 黔州の南方の思州の土知州であっ 計銭九十万緡、 以贖罪。 蛮徼遂安。 た田

嘉定五年八月二五日条に 「夔路黔州、 接境思州、 係夷 65

黔州については『宋会要』兵六の

(65)

『宋史』列伝巻一五三林栗伝には族世襲」とあって、これまた少数民族の居住地域であった。

人、伐其喪。汝弼之子田祖周、深入報復。兵交於三州之境、施施民譚汝翼者、与知思州田汝弼交悪。会汝弼卒、汝翼帥兵二千

黔大震

に武力衝突が起ったものと推測される。とあって、恐らく黔州の土地の支配権をめぐって両者の間

といわれる施州の豪族譚汝翼とは何者であろうか。『長編』員し、後に宋朝に敗れた時には甲鎧器甲三万一千を残した一方、承信郎の肩書をもち、田氏との交戦に兵二千を動

群蛮妄希恩沢、若姑息太過、亦不可也。詔悉補寨将。施州蛮譚仲通等三十余人、先叛去、各已招降、請加職任。上曰

巻五五咸平六年九月辛未の条に

調集家丁、及役八砦義軍、列陣於沱河橋、与官軍戦、潰、汝翼『宋史』の林栗の伝では、譚汝翼は宋朝の討伐に対してとある。 譚汝翼はこの譚仲通の子孫ではないだろうか。

したのであるが、『元豊九域志』の施州の項をみると属県とあって、かれは八砦の義軍を宋朝に対して調発して対抗

してもこれ以上にみつからないからこの施州の八砦(砦=計八寨である。『宋会要』方域一八等にみられる寨名を探は二県で、そのうち清江県に七寨、建始県に一寨があり、

とができる。この点からみても譚氏が少数民族の有力者でとができる。この点からみても譚氏が少数民族の有力者で寒)とは施州にあった全ての寨を意味するものと考えるこ

〇尺 たり担り直尾兵丁、砂皮属男系にあるに思ってらいさて宋朝の討伐軍に対して譚汝翼が動員した兵力は、あり、施州の最有力者であったことを推定できる。

たい。 からなっていたという点にも彼の施州で占めていた位置 つけ加えて考えることができる。譚氏の兵力がこの四要素 ④実現はしなかったが夔州安撫使からの接兵、 借兵溪洞、 砦の義軍の二部分からなり、 ①家丁その他の直属兵力、 の構成をもっていたと推測されるので一括して考えること あらわれているが、ここではまず①②の内容について考え 『宋史』の同伝によれば「汝翼復繕甲兵兵料丁壮、 その際のちの史料にもみるように、 而乞師於帥府。」とあって、③溪洞からの借兵、 ②役属関係にあると思われる八 先の田氏との衝突に際しては 両者はほぼ同様 の二要素を 以重幣 が

『文献通考』巻一五六・郡国兵の「施黔思三州義軍」の

にする。

項には

使・都頭・十将・押蓄紫将。十一人、壮丁六百六十九人。又有両路巡防殿侍兼義軍都指揮市人、壮丁六百六十九人。又有両路巡防殿侍兼義軍都指揮を把蔵将・寨将、幷土丁総一千二百八

とある。

すなわち義軍とは各寨のもっている兵力そのも

ŏ

えうる。 少数民有力者に対する この「主戸」は一般の主客戸制度にいう主戸とは異なり、 客丁をもつ「主戸」であった。 ちここでは巡遏将にあてられるものは、 有子弟客丁、 県巡遏将」でも「皆州県調補」とありつづいて「其戸下率 あてていたのであろう。 補置。」 同巻「夔路義軍土丁壮丁」の項には「其校長之名、 丁があった。 当ったであろう義軍都指揮使の下に、 であり、 とあり、 土丁・壮丁は制度上の呼称であるが、 恐らく漢人あるいは漢化した少数民族の有力者 義軍都指揮使の下にある将校については同書 遇有寇營、 地方の状況に応じて少数民族の有力者を 漢人社会からの呼び名であったと考 又同卷「渝州懷化軍溱州江津県巴 一切責弁主戸。」とある。 前節の考証を参照すると、 兵力として壮丁と土 その戸下に子弟 実際の内容 すなわ 随 州 県 が

if ご 「号「伐系」 り頁ここうした「主戸」と土丁・壮丁の関係については同

書

巻

一五七「把截将」の項に

紹興二十七年、

**夔路安撫司奏、** 

南平軍夷、

透入恭州

(即渝州)。

とある。ここでは主戸の家業銭に比例して土丁を出すと記定。合置土丁二百名。内選材勇為把蔵将、依例支破請受。旧以土丁為把蔵。詔帥臣、請以清溪寨主戸、逐名家業銭多少均

二三、紹興二八年九月四日条にされているのみであるが、実際には『宋会要』方域一八の

枢密院劄子、

夔州路奏、

南平軍白錦知堡夷官楊遜族庁佐

惠

帯

領土人、自南平軍白錦堡、

楊大由私小路、

入恭州江津県清流

説論、自辺界至清溪寨、主戸荀炳自出戸下土丁一百。把藏将佐招安等、同土丁防拓。自招安死、無人守把。今江津県雁門、殺虜人口。合添屯防拓。其雁門正係夷人出没溢口、旧有

れに応じたことになっている。こうしてみると義軍といい土丁二百戸を募ったが「主戸」荀炳が土丁一百を出してこれに対処するため当地の有力者である「主戸」から戸下のあった楊遜とその族人佐忠が恭州に侵入してきたので、こによると少数民族の有力者であり南平軍白錦堡の土知堡でによると少数民族の有力者であり南平軍白錦堡の土知堡でとあり、この間の事情をよりくわしく説明している。これ

はこれら「主戸」の戸下の客丁であったろう。

認したに止ることは明らかである。『文献通考』巻一五六土丁と云っても実質的には在地の有力者の武力を宋朝が追

の「夔州路義軍土丁壮丁」にも

寇、遣使襲討、官軍但拋險応之。州県籍稅戸充。或自溪峒帰投、分隸辺寨、習山川道路、遇蛮入

る。

の義軍であったことを知りうる。土丁と壮丁の区別につい於正軍」とあってこの地域の「辺防」の主体が実はこれらとあり、同書巻一五七「夔路義兵」にも「夔環万山、民勇過

ては十分な史料がないが、まず『文献通考』巻一五六・七

る黔州・思州の両州に壮丁のみあって土丁がないのが注目るのに対して、少数民族がより多数をしめていたと思われの郡国兵の項では、施州に土丁と壮丁がともに記されてい

籍其民為壮丁。」とあって壮丁と首領の間の関係は直接的州である儂姓部落についての記述には「推其雄長者為首領、される。地域は異なるが前節でみた「桂海虞衡志」の羈縻

関する優遇策は見当らない。このようにみると土丁の場合め土丁に対する優遇策は多くの史料が伝えているが壮丁に州土丁」の項に土丁に塩と銭を与えると伝えているのを始である。一方土丁に対しては『文献通考』巻一五七「黎雅

って宋朝とは何の関係もなかったのではないかと推測されうけるだけであって配下の壮丁自身は「主戸」の直属であ壮丁の場合には単にその首領たる「主戸」が宋朝の官職をには一応宋朝の兵制の内に制度的に位置づけられているが、

司画時計会所属州県追回、令着旧業、同助把托辺界。施・黔州諸県、主戸壮丁寨将子弟旁下客戸、逃移入外界、委県以上の考証をふまえて本節の最初にかかげた皇祐勍、

てこの勅が行なわれたと考えられる。客戸の逃亡を禁じ、彼らの支配の安定化を計る目的をもっ名をうけており、彼らの支配下にあった壮丁・子弟・旁下った少数民族の有力者「主戸」が多くの場合寨将等の将校の意味を考えれば施・黔の二州ではすでに地主化しつつあの意味を考えれば施・黔の二州ではすでに地主化しつつあ

にも同様の事態がみられる。すなわち『長編』巻二一九・では約一割、黔州では五割七分となっている。渝州の場合

先是南川巴県熟夷李光吉・王兗・梁承秀三族、各有地客数千家。熙寧四年正月乙未条に

納質聴命、 其徒偽為獠人、 間以威勢誘脅漢戸、 遠近患之。 税賦皆里胥代納、 各安生業 规辺民数百家。 ……初令儀等、 不従者屠之、 莫敢督。 ……光吉稍築城堡以自固 以禍福開諭、 没入土田。 蔵匿亡命人、不敢詰数。 住々投充客戸、 光吉・承秀地客 繕修 以 謂

絹二十七匹、銀二百三十二両半。詔改賓化寨為隆化県、授袤下賦民得租三万五千四百八十五石、緜絲一万六千五百一十五両、夔州転運司言、招出夷賊王袞、取李光吉・梁承秀及袞三族之民とあり、同書巻二二五・熙寧四年秋七月丁酉条には

班殿侍三班差使監揚州稅。

が 志 とある。 かえられる。応」の田糧の Ŕ 賦と云っ 田賦だけに限って三万五千石というが、 の項を参考にすると一畝当りの田賦約 ても この場合没収地を官田に近い形にしてい Ĕ 租に近いことを考えると実際には 七升 「瀘州府 さもつ 、るか の値

と高

画かっ

たと思われるが、

応七升で計算すると彼らの所

的土地占有の体制であったと思われる。

ったため、征服によって改名されたのであろう。かえたというのは彼らのうちの誰かが知賓化寨か何かであ現のあやではなかったことを知りうる。賓化寨を隆化寨に有地は五千頃に達し、先の地客数千家というのが単なる表

故であろうか。この解答は彼らが宋朝の権威をかりえたこ配を作りあげた彼らの勢力がかくも簡単に崩壊したのは何配を作りあげた彼らの勢力がかくも簡単に崩壊したのは何

証拠は現在のところ直接に見つけることはできないが、す作の段階から定畑・水田耕作に、宋代に移行しつつあったが働いていたのではないだろうか。これらの地方が焼畑耕前節でもふれたが、施・黔等の地方にあっても同様の法則

少数民族社会と漢人社会及び宋朝権力との

関係については

と又からざるをえなかったことの中に求められるであろう。

でに『長編』巻二一四・熙寧三年八月辛巳条に「川峡四路

こむ際、最も大きな障害となったのは、少数民族の共同体ないだろう。宋朝が漢人地主の体制をこれらの地方に持ちないだろう。宋朝が漢人地主の体制をこれらの地方に持ちは、近、野、野、野、野、野、野、野、野、野、

少数民族の有力者

体に対して統一的支配力を強めていくというのが宋朝の基 相互の矛盾を利用して、 れらの有力者の部落からの切り離しを計り、 を抑え、 0 の搾取者層への転化を助けながら、 ってかれらの支配体制を動揺させ、 権威のうらづけの下に行なわせて独自の支配機構の確立 少数民族社会内部の階級矛盾の激化とともに、 いわゆる「以夷制夷」の政策によ 個々の少数民族社会全 しかもこの転化を宋朝 少数民族社会 ح

『長編』巻二二五・熙寧四年秋七月壬辰条に司馬光の日

本政策ではなかったであろうか。

記をひき

夔路有堡寨, 州県提轄、 侵漁不已、 民捍禦蛮寇。 其酋不堪命、 其酋領得理詞訟、 遂寇略居民。 擅決罰、 由是大富

語類』巻一一一に

とあるのはこの間の事情の一端を物語るものと云えよう。 焼畑予定地に漢人流民を導入するのは簡単であり、又実際 有の体制が崩壊すれば、 又各寨堡の義軍の構成員は少数民族であったとしても、 にもこうした政策は『宋会要』蛮夷五の三五、大観二年九 都指揮使は漢人であり、 いわば無主の地となったこれらの 一旦少数民族の共同体的土地占 7

0

見耕田土、 化 拠夔州 転運司、 自改姓趙。 請作漢家百姓。 ……与兄弟叔姪、 南平軍夷人木攀族首領趙泰等大姓木攀、 其余土地、召人耕佃、 将带一 部族、 情願献土帰化。 管界東西五程、 楽慕聖

民有力者の統一的支配体制の確立にとって大きな障害とな とある如く常にとられていたのであり、 このことが又少数

南北六程、

周匝一十八程。

たはずである。

て極めて詳細に規定しているが、 帰投した少数民族の首領、 又『慶元条法事類』巻七八蛮夷門には、 į, わゆる帰明人の優遇策につい 帰明人については『朱子 部落から離れて

帰明人、 帰正人、 元不是中原人、是徭洞之人、 元是中原人、 後陷於蕃而復帰中原、 来帰中原、 蓋自邪而帰於正。 蓋自暗 TITI

明也

そのカギとなっている。 のであった。 © いわれる中国西南部の少数民族有力者に対して設けられた とあり、 本来この帰明人に対する優遇策は概括して猺洞と 前引渝州の三族鎮圧についても王袞の帰順 が

以上のように考えると、 田譚二氏の支配体制の崩壊直後

月一日条に

70

のである。 く開禧勅ではその内容が更に詳細に規定されることになる 佃戸逃移の禁止が適用されたのであり、 になったことを示している。 佃戸関係が、 が 施 黔州にも導入されているのであって、 いわゆる「内地」と同様の扱いをうけるよう 反面 「内地」にも施・黔州の また前章でみた如 両州の地主 ئ

に皇祐勅を改定したことも新しい意味をもってくるであろ

淳熙勅では施・黔州にはなかった官荘客戸逃移の禁止

### お ゎ ij に

なら、 ているが、 が宋代に経過しつつあったのと相似の段階をすでにへてい 済的に異った段階にあり、前者においては民族矛盾と結合 ることがその地域社会の構造を規定する歴史的条件となっ を達成することは困難である。 から筆者の意図した歴史像をうかびあがらせるという目的 た形の大土地所有が展開しており、 以上の 夔州路では、 かか 基本的には大経営は崩壊変質の直前にあり、 なり大雑把な問題提起と若干瑣事 施・黔等の州とその他の諸州は社会経 しかし一応の整理を行なう 後者においては前者 に亘る考証 実 ٢

際南宋中期には経営と分離した大土地所有を支える法的

作

える働きをもっていたように見える。 他の諸州においては経営から離れた大土地所有の存在を支 に基づく共同体的土地所有の解体を条件づけた貨幣経済は 制が必要とされるに至ったと思われる。 そして南宋後期にこの地域で起ってい このような状況と関連して施 ・ 黔州にお た事態こそ、 ۲, ては焼畑耕 į,

のではなかっただろうか。 本稿成稿後に柳田節子「宋代国家権力と農村秩序

ゆる宋代以後の近世封建社会の基本的矛盾の所在を示すも

わ

て言及しておきたい。 われる。このことは拙稿の論理構成にとって重要な問題であるからあえ が番長になれると主張しておられるのは、 出している。読者諸兄の参照を願う次第である。但し、 いて、 所収)をみることができた。同論文は主戸・客戸・佃戸の相互関係につ 客戸――」(『前近代アジアの法と社会=仁井田博士追悼論文集』第一巻 草野靖氏の見解を継承批判して本稿にも関連する多くの論点を提 史料的にみて成立しないと思 氏がここで客戸

民族研究の概観」(『民族学研究』一三の二)、最近では藤沢義美「雲南 遍歴」(『上智史学』三の一)及び同氏の「文化複合の性格と民族国家 中国での研究の状況については、 国内での南詔史研究の動向については、 一類型」(『東洋学術研究』五の四) 古くは森鹿三「中国における西南 によってみることができる。 白鳥芳郎 「南詔問題研究の

21)

71 (71) ② 焼畑農耕での作物体系という考え方については、佐々木高明「焼畑の 焼畑農耕での作物体系という考え方については、佐々木高明「焼畑

究』一九六三年六号)も、民族問題と土地所有の問題の関連に対して

考となる。又朱家禎「景頗族農村公社土地制度的歴史考察」(『歴史研

り、実証的にも理論的にも秀れている。宋代のこの地域の研究にも参

最近中国で発見されたロロ語による「西南彝志」の研究を利用してお

新しい理論的視角を与えてくれる

審音式車反。」とある。 審音式車反。」とある。 審音式車反。」とある。 審音式車反。」とある。 審音式車反。」とある。 審音式車反。」とある。 審音式車反。」とある。 審音式車反。」とある。

・ Ex 15月 「胃し引」すう毎日と変をすった、 ―― 毎日を言語も1回要素」(有隣堂、『インドシナ研究・東南アジア稲作民族文化総合国要素」(有隣堂、『インドシナ研究・東南アジア稲作民族文化総合国要素」(有隣堂、『インドシナ半島諸民族の物質文化にみる印度要素と中

た体系は東アジアにひろくみられるという。村の地理的分析、その一――」(『立命館文学二一一)によるとこうしば 佐々木高明「南九州山村の焼畑農業経営、下、――焼畑経営隔絶山

- 3.566。 図 これはロロ族と親近関係にあるモソ族の例である。モソ族について
- 8.疾是女が女とり改善しそりむ非女と上り立置づけこう、ては中尾著遐読』中の同游記の附図参照。

彼の旅程については中国科学院地理研究所編輯の『中国古代地理名

- 助「被麦文化圈」(『自然と文化』一)参照。 燕麦及び被麦の栽培とその農耕文化上の位置づけについては中尾佐
- 全て「山坡」のタイプに入れた。又百家あるいはそれ以上の数例は数「依山坡而居」というように「依」という言葉を使用しているものは「山坡」 としたものについては十分な 自信がもてないが、 ここでは 但し村落の立地 条件を正確に史料から知ることはできず、 ことに
- ∞ この点と関連して、佐々木高明「焼畑農耕社会の村落の形態と構造のこの点と関連して、佐々木高明「焼畑農耕社会の村落の形態と構造を参照されたい。

十家の中に含めた。

- ○戸をこえるもの六、一○戸をこえるもの六、一○戸をこえるもの六、一○戸をこえるものは一例のみである。同志の風俗形勢の項には「清遠、戸をこえるものは一例のみである。同志の風俗形勢の項には「清遠、戸をこえるものは一例のみである。同志の風俗形勢の項には「清遠、戸をこえるもの六、一○戸をこえるもの九で、残りの二一は平均一○回・同志によれば本府所管の濷峒は計三六、その中で一峒平均戸口が二回・同志によれば本府所管の濷峒は計三六、その中で一峒平均戸口が二回・同志によれば本府所管の濷峒は計三六、その中で一峒平均戸口が二回・同志によれば本府所管の涤峒は計三六、その中で一峒平均戸口が二回・同志によれば本府が
- (今西錦司博士還曆記念論文集『人間』所収)。 東南アジアの焼畑の作物構成と生産力に関する生態学的試論――」
- 謝華『湘西土司輯略』参照。

(3)

❷ 佐々木高明注❷論文及び「人類の生活」(『毎日ライブラリー』)中

聚15

の馬淵東一執筆による焼畑から水田耕作への項参照

36 (35) 周藤吉之「宋代郷村制の変遷過程」(『唐宋社会経済史研究』) 筆者は夷牢=怡楽=夜郎ではないかと考えている!

(37) に珙県となった可能性もある。 但し、楽=羅と考えれば楽共城は共寨の意であり、この共寨がのち

『元史』巻六十地理志三には瀘州に隣接する戎州管下の上・下羅計

38

69 り高かったとはいえないであろう。 ある。但し水稲の生産性は、綾部恒雄「タイおよびラオスの村落生活 作を行っていたと見られる。この点からみると彼らも水稲耕作に従事 司に属する地名をあげているが、ここでは「落」に統一されている。 ンドシナ研究』所収)の四八三頁の表にみる如く、必らずしも焼畑ト していたであろう。これは次に彼らをタイ系と推測する根拠の一つで 『徐筱客游記』のこうした立地条件をもつ村落ではほとんど水稲耕 ーサンパトン(タイ)とペカオ(ラオス)比較の覚え書-<u>|</u> (ディ

**(11)** 10 であろう。又銅鼓の問題については、松本信広「古代インドシナ稲作 たので、『隋書』巻三十一地理志所引の記録の方が本来の面目に近い 但しこれは文章が簡略になっており引用しやすいためにここでひい へ > 内は『宋会要』蛮夷五の同年条により補なう。

> 民宗教思想の研究― ナ研究』所収)参照。 古釼鼓の文様を通じてみたる――」(『インドシ

如く、この地域には苗・猺族も居住し、民族矛盾は複雑な形をとって いたと思われる。 えば『長編』巻二四八・熙寧六年十月庚午朔条に「溪崎猺人」とある 更に前引『宋会要』蛮夷五の二一に「溪崎十州」の語があるが、例

田地・租税・人口に関する統計 (表15)を掲げておく。 この点に関して次に同志の戸口・田糧にみられる数字をもとにして

注②所引論文及び注②所引の朱家禎の論文参照

4

**43** 

東洋史論叢』) ではこの計口受田を、 中国側が少数民族に土地を均分 して与えたことと解しているが従いがたい。 河原正博「『省地』『省民』の意味について」(『和田博士古稀記念

注9所引論文参照。

46

**48** 17

いうまでもなく、四川は当時鉄銭行使区域であった。

夷五の二七及び『長編』巻三○三の同年条。 間段階にある地域が多くの問題をかかえていた。 河原正博注⑮所引論文参照。但し実際には「蛮地」と「省地」の中 例えば『宋会要』蛮

(19) 注の部分所引の本文の地図参照

「瀘州府志」による永渠年間の田地・両税・戸口に関する統計 (但し計の部分の平均は総平均

本江梨 ďΠ пц 安嶺江 4 Ħ 6,4735 8,754 / 1,322 / 710% 249 / ä 2,919頃 3,569 4 431 / 170 % H 49 / 1,193 1,009前  $184 \, \sim$ 世 Ī 12,711 2,814 8,302 1,063 532 П 63,649 / 47,534无 9,067 / 挖 5,311 4 1,737 / \* 5,399升 独 6,485 / 1,086 4 X10 田地/戸口 471 471 69 0 67 1 78前 田/戸口 29 0 3510 16%  $16 \sim$ 94 田/田地 24 /  $20 \checkmark$ 33 1 44% 42 / 院米/田地 8.7 / 6.9 % 7.3 7.5 7.3升/亩 4 5.9 / 5.5 5.4升/前 税支/地 4

- 史学研究』二四三)。 ▽ 「唐末の土豪的在地勢力について―四川の韋君靖の場合――」(『歴
- 之民也。」とあるが、 このような状態はすでに宋代からみられたもの 四方之民流寓於瀘者、倍於版籍所載。欽惟皇朝、瀘之附籍者、雜四方 陸稲化と水田耕作の導入はこの傾向に拍車をかけたであろう。『永楽 発展による流民の客佃戸化をあらわすものと推測できる。勿論焼畑の の客戸は一二戸強となる。このことは獠族の「漢化」と大地主勢力の の瀘州の項には主戸二六四七、客戸三二四一七とあり、一主戸あたり の同州の項には「地無桑麻、毎歳畲田、刀耕火種。」とあり、戸口は、 ことからすると、 にロロ族の名が唐宋期には(勿論鳥蛮としてはみえるが)みあたらない まで盛んに史料にあらわれる「獠」の名が元明代より急速に減少し、逆 志』巻二二夷俗の項に「其名土獠者、即猓羅別種。」とあり、唐宋期 にのべた如く、この地域は主としてロロ族がおり、後に『光緒叙州府 と思う。ついでながら『太平寰宇記』には獠戸の名がみえるが、すで 大典』二二一七「瀘州府志」の風俗形勝の項には「若元時、地広人稀 「管漢戸主二〇四七、獠戸二四一五とあるのに対して『元豊九域志』 同書同巻「浩州義軍」の項には「旧無之。嘉祐中、始補賓化県夷人 この点と関連して例えば瀘州の場合についてみると、『太平寰宇記 強とロロを同種族の異称と考えうる可能性がある。
- る。 為義軍正都頭副・把截将・小節級。 其請給節制、 大率如渝湊。」 とあ
- 注19所引の表15を参照。
- 専務捨刻。各於蛮界将取密蝜紅桑、蛮人所不能堪。」と同様の状況を嘉州一帯辺寨、祖宗以来、選差土豪把截、号為寨将。其後乃置寨官、)又『宋会要』方域一九、隆興二年二月四日条にも「直秘閣王昲言、

伝えている。

って改めた) 勧論民庶勝の写状鈔書状式の次の記事である。(句読は筆者の見解によ(補注) 氏が論拠としておられるのは、北宋末率元弼の『作邑自箴』巻六

某郷村奢長、某人者分、第幾等人戸、姓某、見住処至県衙幾里、

如

保客戸即云、係某人客戸)所論人係某郷村居住、至県衙幾里。保客戸即云、係某人客戸)所論人係某郷村居住、至県衙幾里。

(岡山大学講師